

保護者の皆様

保育課長

新型コロナウイルスに対する寝屋川市の対応フェーズについて（通知）

国が緊急事態宣言の期間を再延長しました（期間6月1日（火）～6月20日（日））。
それに伴い、寝屋川市では【フェーズ5】を維持し、市立保育所においては、下記のとおり対応としますのでお知らせします。

ただし、【フェーズ5】に規定している内容は、「最大値」であり、現時点でお願いしなければならない内容は、**下記の枠内の色付けしている部分**です。

記

1 市立保育所における対応

- (1) フェーズの延長：6月1日（火）～6月20日（日）まで
- (2) 【フェーズ5】の内容（保育所部分抜粋）

・市立保育所：原則、休所とする。（限定保育）

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設（介護、障害、保育、留守家庭児童会）従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- 1 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- 2 その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所とする。（限定保育）」とするところですが、市立保育所での感染状況が改善してきたことを受け、一旦、**6月1日（火）から市立保育所は「通常運営」とします。**

※今後、市立保育所の関係者に感染が拡大するようであれば、その都度、「原則、家庭での保育」又は「原則、休所（限定保育）」とする場合があります。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

2 保育料・給食費の取り扱いについて

■保育料について

6月1日（火）から「通常運営」とするため、**6月1日（火）以降、家庭での保育の協力を行った児童に対する保育料の還付はございません。**

ただし、以下の事由の場合につきましては、これまで通り、還付対象となります。

- ・市からの要請に基づき、保育所が「完全休所」・「クラス休業」となった期間
- ・児童本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ・児童本人が濃厚接触者として特定された場合
- ・児童本人と同居等する家族が濃厚接触者として PCR 検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・児童本人と同居等する家族が発熱等により外来にて PCR 検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・児童本人が外来による PCR 検査等を受検し、検査結果が出るまでの間欠席した場合
- ・その他、市保健所等から自宅待機を要請された場合

還付手続き方法等につきましては、昨年と同様と予定しておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。

■給食費について

児童に対する給食費については、上記枠内の事由の場合、還付・減額での対応を予定しております。

手続き方法等につきましては、昨年と同様と予定しておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。